

## 告 示

### 埼玉県本庄県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年三月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月二十四日

埼玉県本庄県土整備事務所長 吉 村 正 則

<p>本庄寄居線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>児玉郡美里町大字甘粕字関在家 一二二番一地先から同郡同町大 字甘粕字関在家一〇四番四地先 まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和二年三月二十四日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十九年十二月二十二日付け埼 玉県本庄県土整備事務所長告示第八 号で告示した道路予定区域の供用開 始である。延長一五三・二〇メー トル</p>	<p>備考</p>